

## 第5回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年8月10日(木)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(0名)				
出席推進委員(6名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員		16番 山本 正義 推進委員
		18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(2名)	15番 松本 勝男 推進委員	17番 伊藤 文夫 推進委員		
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第26号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第27号議案 非農地の現況証明について			
報告事項	第1号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>土海会長職務代理 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 5 回農業委員会の定例総会を開会します。なお、今回が新体制での初めての定例総会となります。また、今年度 4 月から毎月 1 回の定例総会を開催しており、今回が今年度、第 5 回となります。よろしくお願ひします。</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>お手元に配布のピンクの用紙、農業委員会憲章をお持ちください。唱和の先導役を毎回、議席番号順に担当していただいています。先導役が、最初の 4 行を発表されますので、その後の「一、農業委員会は、」からの 5 点を皆さんでご唱和をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号 1 番の土海政信 会長職務代理です。よろしくお願ひ致します。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p> <p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、3 番の尾川寛信委員、4 番の山田隆雄委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお会議書記に於きましては、事務局にお願ひを致します。</p>
<p>3 報告事項</p>	<p>(議長)</p>	<p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地</p>

<p>第 1 号 公共事業の施工に伴う          附帯施設設置に係る農地転          用報告について</p>	<p>事務局</p>	<p>転用報告について」を報告してください。          本冊 2 頁です。          報告事項第 1 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明し          ます。          次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので報告          するものです。          (資料は 2-1 頁～2-4 頁)          番号 1 届出人は、倉吉市●●。土地の所在、大字羽衣石——。地目は田、面積は 264 m<sup>2</sup>です。          地権者は、大字羽衣石●●です。概要について、所管は●●、工事名は、羽衣石地区復旧治山工          事、転用目的は、仮設備として、モノレール、看板、材料等を設置するものです。期間について          は、報告書受付日であります令和 5 年 7 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日までで、この期間内に、          工事を完了し、農地として復元するものです。施工業者は、株式会社●●。地権者の同意書が添          付されています。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>頁をめくっていただき、2-1 頁が広範囲での位置図であり、丸印、位置と示してある箇所です。          次の 2-2 頁が航空写真の位置図で、真ん中少し下付近に赤色で示しており、右側には町道が南北          に走っています。次の 2-3 頁が公図であり、該当地を赤色で囲っています。次の 2-4 頁をご覧          ください。該当地は、左下の赤色で示している箇所です。この工事については、右上に赤色で格子          状に囲っているところ、ここが鳥取県中部地震の際に、岩が崩れた箇所であり、岩が崩れないに          約 50 cm 四方に杭を打って、金属製のロープを張る工事となります。この現場まで、工事資材を          運搬するために、該当地にモノレールの出発基地、看板、材料を設置し、道部分(赤線)に点線          で示していますが、モノレールを這わせ、現場まで資材を運搬するという内容です。説明は以上          です。          説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆さ          んの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。          それでは無いようですので、これで報告事項を終わります。</p>
<p>4 議事          議案第 26 号          農地法第 3 条の規定による許</p>	<p>(議長)          事務局</p>	<p>次に、日程 4.議事に移ります。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」          を議題と致します。説明をお願いします。          本冊 3 頁です。</p>

<p>可申請について</p>	<p>(議長)</p>	<p>議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、千葉県船橋市●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字方地——。地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は 482 ㎡。もう 1 筆、大字方地——。地目は台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は 335 ㎡。権利取得後の経営面積は 8 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で囲っている 2 箇所です。1 と示しているのが、——。2 と示しているのが、——です。なお、この譲受人は、現在は I ターンで田後に居住されていますが、この度、この 3-1 頁で見れば、——の西側、——の南側の——が宅地で空き家になっており、この宅地、空き家の名義は譲渡人であり、この宅地を購入され、今後居住されます。この宅地に隣接するこの 2 筆の畑も売買により購入され、自らが畑として利用されるものです。</p> <p>再度、3 頁に戻っていただき、</p> <p>(資料は 3-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、原●●。譲受人は、原●●。土地の所在、大字原——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、1,414 ㎡。権利取得後の経営面積は 101 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-2 頁が航空写真の位置図です。右側に細長く赤色で囲っている箇所です。真ん中斜めに走っているのが J R の線路、左側南北に走っているのが県道倉吉青谷線です。</p> <p>以上、2 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を受けます。質疑はございますか。</p> <p>それでは、無いようでございますので、これより採決を行います。議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1,2 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p>
----------------	-------------	--

<p>議案第 27 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>《全員挙手》 全員が挙手でございます。 よって、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」については、原案のとおり可決を致します。 次に、議案第 27 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。まずは、番号 1 の案件から説明してください。 本冊 4 頁をご覧ください。 議案第 27 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>(資料は 4-2 頁～4-4 頁) 番号 1 申請人は、倉吉市●●。土地の所在、大字引地——。地目は台帳 田、現況 雑種地。面積は 1,068 m<sup>2</sup>。20 年以上前から、耕作や管理をしておらず、地域の駐車場などに利用されています。また、申請人は、倉吉市に居住されており、今後も耕作をする予定もないものです。 頁をめくって頂き、4-2 頁が航空写真の位置図です。中央少し下付近に赤色で囲っています。申請地の北側には、JR の線路、その北側は県道倉吉青谷線が走っています。</p>
	<p>下田委員</p>	<p>頁をめくっていただき、4-3 頁が現地の写真で東側から撮影したものです。次の 4-4 頁が公図であります。番号 1 の説明は以上です。 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。2 番の下田健一委員より報告をしてください。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>20 年以上前から耕作されておらず、普段は地域の駐車場として利用されているところであり、農地として復元することは不可能であります。従って、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 次に、番号 2 の案件について説明してください。 本冊 4 頁に戻っていただき、 (資料は 4-5 頁～4-7 頁) 番号 2 申請人は、旭●●。土地の所在、大字長江——。地目は台帳 田、現況 雑種地。面積</p>

	<p>(議長)</p> <p>下田委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>尾川委員</p>	<p>は 930 m<sup>2</sup>。もう一筆、大字長江——。地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は 1,764 m<sup>2</sup>。2 筆とも、20 年以上前から耕作や管理をしておらず、今後も耕作をする予定はないものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、4-5 頁が航空写真の位置図で、赤色で囲っている 2 筆です。1 と示しているのが、100 番。2 と示しているのが 101 番です。次の 4-6 頁が 2 筆分の現地の写真で、上の写真は北西側から撮ったもの、下の写真は南西側から撮ったものです。次の 4-7 頁が公図です。番号 2 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。2 番の下田健一委員より報告をしてください。</p> <p>20 年以上前から耕作されておらず、農地として復元することは不可能であります。従って、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に、番号 3 の案件について説明してください。</p> <p>本冊 4 頁に戻っていただき、 (資料は 4-8 頁～4-10 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、宇谷●●。土地の所在、全部で 7 筆あります。大字宇谷——。地目は台帳畑、現況 山林。面積は 659 m<sup>2</sup>。大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 618 m<sup>2</sup>。大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 138 m<sup>2</sup>。</p> <p>続いて、4-1 頁になります。大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 78 m<sup>2</sup>。大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 186 m<sup>2</sup>。大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 192 m<sup>2</sup>。大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 385 m<sup>2</sup>。7 筆いずれも、30 年以上前から耕作や管理ができなくなり、山林化、または原野化したものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、4-8 頁が航空写真の位置図で、申請地 7 筆分を赤色で囲っています。次の 4-9 頁が現地の写真ですが、一帯が荒廃しており、境界が不明で、明確な位置を示すことは困難であり、この辺りということで 7 筆分を赤色で囲っています。次の 4-10 頁が公図です。番号 3 の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。3 番の尾川寛信委員より報告をしてください。</p> <p>30 年以上前から耕作されておらず、原野化しており手の施しようがないくらいに荒れております。農地として復元することは不可能であります。従って、非農地として認めることに問題はない</p>
--	--	--

	<p>(議長) 山田委員</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>山田委員 (議長) 事務局</p> <p>(議長) 岡本推進委員</p> <p>山田委員 事務局 山田委員 (議長) 音田推進委員 (議長) 山田委員 (議長)</p>	<p>いと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>番号 1,2 の案件については、手入れがされているように見えますが、農地に復元できるのではないのでしょうか。</p> <p>ただ今の質問に対して、事務局より説明をしてください。</p> <p>本日の現地調査で確認したところ、番号 1,2 の案件に共通して言えることは、真砂土や砂利、碎石等も入り、土地が締まっており、とても農地として復元できる状況にはないと確認していたものです。</p> <p>これは将来、宅地目的の土地になるかと思われませんが、その点はどうでしょうか。</p> <p>事務局より説明をしてください。</p> <p>番号 1,2 の案件とも宅地目的ではありません。番号 1 の案件については、申請人は、この他にもいくつかの農地を所有されており、申請人は、農地を処分したいという意向があります。この農地のみについては非農地にできないかということから申請されたものです。</p> <p>番号 2 の案件については、今後県の工事に伴う資材置場の計画があります。この農地の状況から見て非農地にできないかという思いから申請されたものです。</p> <p>番号 1 の案件について、地元の 18 番、岡本章推進委員より補足説明をお願いします。</p> <p>この土地は、下水道工事の際に残土を埋めた土地になります。その上に真砂土で整地して、引地地区が利用している土地です。とても農地に復元できる状況ではありません。</p> <p>残土を埋める時点で申請がなされるべき土地だったという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本来で言えば、その時点で申請があるべきであったと思います。</p> <p>わかりました。</p> <p>番号 2 の案件について、地元の 19 番、音田孝好推進委員から補足説明はありますか。</p> <p>説明のあったとおり、耕作ができる状態の農地ではなくなっています。</p> <p>山田委員、以上の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>了解しました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑はないようですので、質疑は終了し、これから採決をしたいと思います。一括で</p>
--	--	--



6 閉会	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>担当：3番 尾川寛信 委員、4番 山田隆雄 委員、14番 河井勝重 推進委員</p> <p>(4) 県外視察研修の日程について、説明してください。</p> <p>○県外視察研修の日程について</p> <p>日 程：11月13日(月)～14日(火) 1泊2日</p> <p>視察先：高知県四万十町農業委員会(13日午後)ほか ※詳細は今後協議決定</p> <p>そのほかに事務局からございますか。</p> <p>○特にありません。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時10分)</p>
------	---	---